

○厚生労働省令第八十一号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条及び第二百七条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十四条及び第百五十五条、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第一百十条並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百六十六条の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和五年五月三十一日
 健康保険法施行規則の一部を改正する省令
 (健康保険法施行規則の一部改正)
 健康保険法施行規則の一部改正
 第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
一	<p>(被保険者の資格取得の届出) 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九條、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(第十一号において「保険者等」という。)(様式第三号の二によるものである場合にあつては、機構)に提出することによって行うものとする。</p>	<p>(被保険者の資格取得の届出) 第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九條、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合(様式第三号の二によるものである場合にあつては、機構)に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。第二十八条において同じ。)に該当することの有無を付記しなければならない。</p>

一| 被保険者の氏名(片仮名で振り仮名を付するものとする。)

(新設)

- 二 被保険者の生年月日
 - 三 被保険者の種別（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者にあつては、被保険者の性別）
 - 四 被保険者資格の取得区分
 - 五 被保険者の個人番号（協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。）
 - 六 資格取得年月日
 - 七 被扶養者の有無
 - 八 被保険者の報酬月額
 - 九 被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、当該健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）
 - 十 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称
 - 十一 その他他保険者等が必要と認める情報
- 254 (略)
- 5 事業主は、第一項の届出に關し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。
- (被保険者による被保険者情報の登録)
- 第二十四条の四** 被保険者は、法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該被保険者が第四十二条の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該届出又は申出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。
- (報酬月額の届出)
- 第二十五条** (略)
- 2 第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。
 - 3・4 (略)
- (報酬月額の変更の届出)
- 第二十六条** (略)
- 2 第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。
 - 3・4 (略)
- (被保険者の個人番号変更の届出)
- 第二十七条の二** 事業主は、第三十五条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。
- 一・二 (略)

- (新設)
 - (新設)
- 254 (略)
- 5 前項の規定により光ディスクによつて届出を行う場合における第一項の規定の適用については、同項中「付記し」とあるのは、「記録し」とする。
- (新設)
- (新設)
- 第二十五条** (略)
- 2 第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。
 - 3・4 (略)
- (報酬月額の変更の届出)
- 第二十六条** (略)
- 2 第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。
 - 3・4 (略)
- (被保険者の個人番号変更の届出)
- 第二十七条の二** 事業主は、第三十五条の二の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。
- 一・二 (略)

三 被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）

四・五 (略)

2 (被保険者の氏名変更の届出)

第二十八条 事業主は、第三十六条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、様式第七号による健康保険被保険者氏名変更届を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき及び当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、当該健康保険組合が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき（当該健康保険組合が、当該事業主に対し、当該被保険者の氏名に係る情報の提供を求めないときに限る。）を除く。）この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。）に該当することの有無を付記しなければならない。

(被保険者の住所変更の届出)

第二十八条之二 (略)

2 第二十四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十九条 (略)

3 第二十四条第四項の規定は、第一項の届出について準用する。

2 (略)

3 (被保険者による被扶養者情報の登録)

第三十九条 第二十四条の四の規定は、第三十八条第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二十四条の四中「機構若しくは健康保険組合が第二十四条第一項の規定による届出を受け、又は当該被保険者が第四十二条の規定による申出」とあるのは「厚生労働大臣又は健康保険組合が第三十八条第一項の規定による届出」と、「又は申出に係る被保険者」とあるのは「に係る被扶養者」と読み替えるものとする。

(出産育児一時金の支給の申請)

第八十六条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 同一の出産について、法第百一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類（被保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3・4 (略)

三 被保険者の住所（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）

四・五 (略)

2 (被保険者の氏名変更の届出)

第二十八条 事業主は、第三十六条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、様式第七号による健康保険被保険者氏名変更届を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき及び当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、当該健康保険組合が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき（当該健康保険組合が、当該事業主に対し、当該被保険者の氏名に係る情報の提供を求めないときに限る。）を除く。）この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、個人番号又は基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

(被保険者の住所変更の届出)

第二十八条之二 (略)

2 第二十四条第四項及び第五項の規定は、前項の届出について準用する。

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十九条 (略)

3 第二十四条第四項及び第五項の規定は、第一項の届出について準用する。

2 (略)

3 (被保険者による被扶養者情報の登録)

第三十九条 削除

(出産育児一時金の支給の申請)

第八十六条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 同一の出産について、法第百一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類（被保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

3・4 (略)

第二條 船員保險法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(被保険者の資格取得の届出)

(被保険者の資格取得の届出)

第六條 法第二十四条の規定による被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十三条の二から第二十五条まで及び第三十条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによつて行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。)の資格を取得したときは、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。)に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であつたことの有無を付記しなければならない。

第六條 法第二十四条の規定による被保険者(疾病任意継続被保険者を除く。以下この条、第十四条、第二十三条の二から第二十五条まで及び第三十条において同じ。)の資格の取得に関する届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出することによつて行うものとする。この場合において、当該被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者(第一号厚生年金被保険者に限る。以下同じ。)の資格を取得したときは、第三種被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。)に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であつたことの有無を付記しなければならない。

三 被保険者の氏名(片仮名で振り仮名を付するものとする。)、生年月日及び住所
四 四六(略)

三 被保険者の氏名、生年月日及び住所
四 四六(略)

五 船舶所有者は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。

(新設)

(協会による被保険者情報の登録)

第六條の三 協会は、法第五十三條の十第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、機構が第六條第一項の規定による届出を受け、又は協会が第三十条の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出又は届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

(新設)

(協会による被扶養者情報の登録)
第二十七條の三 第六條の三の規定は、厚生労働大臣が第二十六條第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第六條の三中「機構が第六條第一項の規定による届出を受け、又は協会が第三十条の規定による届出」とあるのは「厚生労働大臣が第二十六條第一項の規定による届出」と、又は届出に係る被保険者」とあるのは「に係る被扶養者」と読み替えるものとする。

(新設)

第七十三條 (略)
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(出産育児一時金の支給の申請)
第七十三條 (略)
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)
二 同一の出産について出産育児一時金(法、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定によるこれに相当する給付を含む。)の支給を別途申請していないことを示す書類(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

一 (略)
二 同一の出産について出産育児一時金(法、健康保険法、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定によるこれに相当する給付を含む。)の支給を別途申請していないことを示す書類(協会が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。)

三・四 (略)

三・四 (略)

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
第三条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改		正		後		改		正		前			
		(市町村による被保険者情報の登録)													
		<p>第四条の二 市町村は、法第百十三条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、第二項第一項、第三項又は前条第一項の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に提供するものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第二十条 第二項第一項(第四号を除く。)、第三項、第四条の二、第五項、第五條の四から第七條の二の四まで、第七條の四から第十條まで、第十條の三、第十二條及び第十三條の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出、被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
第三条(見出しを含む。)	(略)	第三条(見出しを含む。)	(略)	第三条(見出しを含む。)	(略)	第三条(見出しを含む。)	(略)	第三条(見出しを含む。)	(略)	第三条(見出しを含む。)	(略)	第三条(見出しを含む。)	(略)		
第四条の二(見出しを含む。)	市町村	第四条の二(見出しを含む。)	市町村	第四条の二(見出しを含む。)	市町村	第四条の二(見出しを含む。)	市町村	第四条の二(見出しを含む。)	市町村	第四条の二(見出しを含む。)	市町村	第四条の二(見出しを含む。)	市町村		
(略)	第二条第一項、第三項又は前条第一項	(略)	第二条第一項、第三項又は前条第一項	(略)	第二条第一項、第三項又は前条第一項	(略)	第二条第一項、第三項又は前条第一項	(略)	第二条第一項、第三項又は前条第一項	(略)	第二条第一項、第三項又は前条第一項	(略)	第二条第一項、第三項又は前条第一項		
(略)	用する第二項又は第三項	(略)	用する第二項又は第三項	(略)	用する第二項又は第三項	(略)	用する第二項又は第三項	(略)	用する第二項又は第三項	(略)	用する第二項又は第三項	(略)	用する第二項又は第三項		
		(診療報酬支払に要する費用の預託)													
		<p>第三十二条 法第四十五條第五項の規定により保険者から診療報酬の支払に関する事務の委託を受けた連合会は、当該保険者から、毎月、当該保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね十分の四箇月分に相当する金額の預託を受けるものとする。</p>													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		(診療報酬支払に要する費用の預託)													
		<p>第三十二条 法第四十五條第五項の規定により保険者から診療報酬の支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)は、当該保険者から、毎月、当該保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね十分の四箇月分に相当する金額の預託を受けるものとする。</p>													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

第四条 (高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改		正		後		改		正		前	
		(後期高齢者医療広域連合による被保険者情報の登録)											
		<p>第十一条の二 後期高齢者医療広域連合は、法第百六十五條の二第一項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、第八條第一項、第十條第一項若しくは第二項又は前條の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、支払基金又は国保連合会に提供するものとする。</p>											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(新設)											

附 則
この省令は、令和五年六月一日から施行する。